

## 静岡県栄養士会災害支援チーム（静栄D A T）運営要綱

公益社団法人 静岡県栄養士会

### （目的）

第1条 この要綱は、静岡県及び近隣県で大規模な地震、台風、火山噴火等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合、迅速に被災市町村の災害対策本部及び日本栄養士会災害支援チーム等と協力し、専門的な研修を受けた静岡県栄養士会災害支援チーム（静岡県栄養士会 Disaster Assistance Team）（以下「静栄D A T」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関する必要な事項を定め、災害時における栄養補給等の支援体制の充実を図ることを目的とする。

### （組織及び構成員）

第2条 静栄D A Tは、静岡県栄養士会会員（以下「会員」という。）で構成され、静岡県栄養士会会長（以下「会長」という。）が統括し、静栄D A Tリーダー（以下「リーダー」という。）、静栄D A Tスタッフ（以下「スタッフ」という。）を置く。

### （事務局）

第3条 静栄D A Tの事務局を静岡県栄養士会事務局内「静岡市駿河区八幡1丁目1番4号」に置く。

2 事務局は、会長の指揮のもと構成員の管理・連絡等を行う。

### （災害支援チーム本部）

第4条 会長は、災害支援チーム本部を静岡県栄養士会事務局内「静岡市駿河区八幡1丁目1番4号」に置く。

2 災害支援チーム本部長には会長があたる。会長が任務につけないときは副会長又はリーダーが代行する。

### （活動内容）

第5条 静栄D A Tは次の活動を行う。

#### （1）平常時の活動

静栄D A T運営委員会の開催

#### （2）発災時及び発災後の活動

①災害支援チーム本部の設置

②静岡県地域防災計画に従い支援を行う。

ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

③近隣県の支援要請に応じ、被災市町村の災害対策本部及び日本栄養士会災害支援チーム等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行う。

(経費の負担)

第6条 静栄DATの管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び静岡県栄養士会それぞれにおいて、負担する。

2 静栄DAT出動経費については、原則、静岡県栄養士会が負担し経費の執行を行う。ただし、支援活動終了後、日本栄養士会災害支援チーム出動経費申請書(様式第1号)で日本栄養士会会長あてに申請することができる。

(その他)

第7条 その他静栄DATに係る事項については、別途会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月26日から施行する。

【様式】

(様式第1号) 日本栄養士会災害支援チーム出動経費申請書

## 静岡県栄養士会災害支援チーム（静栄D A T）運営要綱細則

公益社団法人 静岡県栄養士会

（静栄D A Tリーダー）

第1条 静岡県栄養士会会長（以下「会長」という。）は県内東部・中部・西部に若干名の静栄D A Tリーダー（以下「リーダー」という。）を置く。

2 会長は、静栄D A Tスタッフ（以下「スタッフ」という。）の中から、リーダー候補者を推薦し、日本栄養士会会長にリーダー推薦書（様式第1号）を提出し、日本栄養士会災害支援チームの研修会を受講、修了証書の交付のあった者を、リーダー登録者名簿（様式第2号）に登録し、リーダー登録証（様式第3号）を交付する。

（静栄D A Tスタッフ）

第2条 会長は静岡県栄養士会会員の中から、必要な研修を受講し、修了した者をスタッフ登録者名簿（様式第4号）に登録し、スタッフ登録証（様式第5号）を交付する。

（変更及び取り消し）

第3条 リーダー及びスタッフは、登録名簿の記載事項に変更が生じた場合、又は取り消しが必要となった場合は、登録事項変更届（様式第6号）及び登録取消申請書（様式第7号）を会長に提出するものとする。

（承諾書）

第4条 リーダー及びスタッフが組織に所属する場合は、必要に応じその所属長に静栄D A T従事承諾書（様式第8号）で支援活動の承諾を得る。

（災害支援チーム本部長）

第5条 会長は災害発生後すみやかに災害支援チーム本部の設置を行う。

2 災害支援チーム本部長（以下「本部長」という。）は、災害発生後すみやかにリーダーの安否と支援活動の可否を確かめる。

3 本部長は、日本栄養士会J D A - D A T災害対策本部並びに被災市町村の災害対策本部と連携をとり、静栄D A Tの支援活動チームを結成し支援指示を出す。

4 本部長は、静栄D A Tの運用、活動の検証及び研修のあり方・スタッフの育成等について、検討協議をする。

（出動基準）

第6条 静栄D A Tの出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 被災地において、複数以上の大規模避難所が設置されると見込まれる場合
- (2) 前号に定める場合のほか、被災地において被災者の栄養管理が必要と判断され、静栄D A Tの出動が効果的であると認められる場合
- (3) 国あるいは都道府県、近隣栄養士会又は日本栄養士会会長から静栄D A Tの出動要請があった場合
- (4) 静岡県災害対策本部長の出動要請があった場合

(出動要請)

第7条 本部長は、前条の出動基準に照らし、静栄D A Tを出動させ対応することが効果的であると判断したときは、出動を要請するものとする。

2 本部長は、災害現場に出動した医療機関等の長から前条第1号又は第2号の出動基準に該当すると判断されたことにより出動要請があったときは、出動を要請するものとする。

3 本部長は、静栄D A Tへの出動後速やかに出動者名簿(様式第9号)を作成するものとする。

4 本部長は、静栄D A Tの活動における事故等に対応するため、災害支援活動中のリーダー及びスタッフの傷害保険等に加入するものとする。

5 リーダー及びスタッフは、現場での活動終了後、静栄D A T支援活動報告書(様式10号)で会長に報告するものとする。

6 支援者本人の移動・搬送手段・生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とするが、特殊な栄養製品の確保等、必要が認められる場合は、本部長に支援を要請することができる。

(待機要請)

第8条 本部長は、災害が発生し、第6条の出動基準に該当する可能性がある場合、待機を要請することができるものとする。

2 次の場合に、本部長は、静栄D A Tを待機させるものとする。

- (1) 県内において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 近隣県で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 津波警報(大津波警報)が発令された場合
- (4) 東海地震注意情報が発令された場合
- (5) 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
- (6) 静栄D A Tの出動要請を必要と判断するような災害が発生した場合

(研修等)

第9条 会長は、静栄D A Tの技術向上を図るため、栄養士会内外における研修や訓練に努めるものとする。

2 リーダー及びスタッフは会長と連携し、地域における防災対策、静栄D A Tの研修等に協力するものとする。

3 会長は、リーダー及びスタッフの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

#### 附 則

この要綱細則は、平成25年10月26日から施行する。

#### 【様 式】

(様式第 1号) リーダー推薦書

(様式第 2号) リーダー登録者名簿

(様式第 3号) リーダー登録証

(様式第 4号) スタッフ登録者名簿

(様式第 5号) スタッフ登録証

(様式第 6号) 登録事項変更届

(様式第 7号) 登録取消申請書

(様式第 8号) 静栄D A T従事承諾書

(様式第 9号) 出勤者名簿

(様式第 10号) 静栄D A T支援活動報告書

## 静栄DAT運営委員会 運営規程

公益社団法人 静岡県栄養士会

### (総則)

第1条 本運営規程は、静栄DAT要綱細則第5条4項に基づき、会長直属の機関として、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本組織は、静栄DAT運営委員会（以下「委員会」という。）という。

### (目的)

第3条 委員会は、災害の発生を想定し、発災後の栄養補給、栄養相談等の支援体制の充実に努める。

### (事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 災害支援スタッフ等の教育・育成に関する事業
- (2) 県下及び近隣県への災害支援に関する事業
- (3) その他本組織の目的を達成するために必要な事業

### (委員構成)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、次の委員で構成する。

- (1) 会長、副会長
- (2) 担当理事 1名
- (3) 災害支援に特に精通している者 若干名

2 担当理事は、栄養士会理事のうちから選出する。

3 災害支援に特に精通している者は、東部・中部・西部の各地区を考慮し、会長が委嘱する。

### (委員の職務)

第6条 会長は、本組織を代表し会務を統括する。

2 委員は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、静栄DATの動向に合わせ、職務を遂行する。

### (任期)

第7条 委員の任期は2年とし、栄養士会役員改選期に合わせる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 理事会で議決した事項
- (2) 理事会で検討すべき事項
- (3) その他、理事会で決議を要さない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第9条 会議は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議の議長)

第10条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の決議)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費の支弁)

第12条 委員会経費は、栄養士会事業費の災害活動費とその他の収入をもって支弁する。

(規程の変更)

第13条 この規程の内容に変更があった場合は、遅滞なく会長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本運営規程は、平成25年10月26日から施行する。